



## 市老連だより 23

令和 4 年 2 月 14 日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 仲谷善弘

### 10月の介護報酬臨時改定の審議報告案を大筋で了承 ～第207回社会保障審議会介護給付費分科会～

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は7日の社会保障審議会・介護給付費分科会に、10月からの介護職員の処遇改善に向けた2022年度介護報酬改定に関する審議報告の案を示しました。十分な議論が行われずに審議報告案が示されたことを残念だとする声も上がったが、2月からの補正予算による措置の要件・仕組みを基本的に引き継ぐ形が適当だとする審議報告案は大筋で了承されました。最終調整は田中滋分科会長（埼玉県立大学理事長）と厚労省に一任され、今後、社保審への諮問・答申を経て告示されます。

介護職員の処遇改善は、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（21年11月19日閣議決定）により、3%程度（月額9,000円）の賃上げが2～9月の期間、補正予算により行われ、10月以降については臨時の報酬改定により賃上げします。

審議報告案は、改定の基本的な考えとして、補正予算による措置と同じ政策目的での対応であることや、要件などを変えた場合に追加的な事務負担が発生することなどを踏まえ、補正予算による措置の要件・仕組みなどを基本的に引き継ぐ形で、介護職員の処遇改善を図ることが適当だとしています。

さらに、事業者や指定権者の事務負担の軽減・簡素化に配慮して、対象となる職員の賃金改善が確実に行われることを担保する仕組みとし、その効果検証を行うことや、保険料や利用者負担を念頭に置いた介護報酬の見直しについて、引き続き検討します。

一方、サービス種類ごとの加算率設定により給付額を算出する場合、介護職員を平均よりも手厚く配置している事業所では一人当たりの給付額が相対的に低くなるため「各事業所の介護職員の配置数に応じて給付額が決まる仕組みとすべき」との意見が盛り込まれました。

この臨時改定で第3の処遇改善加算が創設されることについては委員から、既存の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」を含めた報酬の在り方の検討を求める意見や、「複雑さゆえ、処遇改善加算の計算ができるのは大きな法人でも数名」（小泉立志・全国老人福祉施設協議会副会長）などと事務負担増を指摘する意見も出ました。

また、河本滋史・健康保険組合連合会常務理事は、臨時改定が利用者負担、保険料負担の増加につながるため、介護報酬の効率化・適正化についても並行して議論を行い、できる限り負担の増加を抑えるべきとし「十分な議論が行われない中で審議報告案が示されたことは残念」との見解を示しました。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。  
URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_23604.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_23604.html)